

法改正や政府の方針等

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成30年5月23日公布・施行 ⇒ 令和3年6月16日公布・施行)

参考①

- ・ 国・地方公共団体の責務等の強化(第3条)
- ・ 社会的障壁及び政治分野における男女共同参画の推進に関する取組みの状況について実態の調査及び情報収集を行うように努める。(第6条)
- ・ 家庭生活との両立支援のための体制整備や政治分野における男女共同参画の推進に関する環境整備を行う。(第8条)
- ・ セクハラ・マタハラ等への対応のため、防止に関する研修や相談体制の整備を行う。(第9条)
- ・ 人材の育成等(第10条) 政治分野における男女共同参画が推進されるよう、模擬議会や講演会の開催の推進を行う。

女性活躍推進法 (位置付)

(平成27年9月4日公布・施行 ⇒ 令和4年7月8日改正)

参考②

- ・ 女性の活躍に関する情報公表項目を追加
- ・ 労働者が301人以上の事業主は「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」の項目+「**男女の賃金の差異**」の情報公表が義務化
- ・ 一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、301人以上から101人以上の事業主に拡大

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (位置付)

(平成26年1月3日改正 ⇒ 令和5年5月12日改正(令和6年4月1日施行))

参考③

- ・ 保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化
- ・ 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、身体に対する暴力、脅迫に加え、「自由、名誉又は財産」に対する脅迫(**精神的暴力**)も対象化
- ・ 都道府県の基本計画に国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力を必要的記載事項とする
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会都道府県に協議会を組織する努力義務(市町村は「できる規定」)

女性版骨太の方針2023:概要(女性活躍・男女共同参画の重点方針2023)

I 女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けた取組の推進

参考④

- ① プライム市場上場企業を対象とした女性役員比率に係る数値目標の設定等
- ② 女性起業家の育成・支援

II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

- ① 平時や育児期を通じた多様で柔軟な働き方の推進
- ② 女性デジタル人材の育成などリスキリングの推進
- ③ 地域のニーズに応じた取組の推進

III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

- ① 配偶者等からの暴力への対策の強化
- ② 性犯罪・性暴力対策の強化
- ③ 困難な問題を抱える女性への支援
- ④ 生涯にわたる健康への支援
- ⑤ 地域のニーズに応じた取組の推進

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和6年4月1日施行)

参考⑤

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務
- ・ 民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体が協働しながら女性支援を推進
- ・ 支援対象者への包括的かつ継続的な「つながり続ける」支援、民間団体との協働に努める
- ・ 人材の育成、国民への教育・啓発、広域連携体制の構築などに取り組み、困難な問題を抱える女性への支援が適切に実施されるよう努める
- ・ 最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等への繋ぎ等を実施
- ・ 支援調整会議を組織するよう努める
- ・ 基本計画の策定は、市町村は努力義務

改正の背景

- 政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れている。
 - * 国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は9.9%で、世界193か国中166位〔列国議会同盟（令和3年1月1日時点）〕
 - * 本法施行後の選挙における女性候補者の割合は、参（2019）：28.1%、統一地方選（2019）：16.0%
- 男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要。

①政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進する

②国・地方公共団体の施策を強化する 等の必要がある。

改正の概要

附帯決議に書かれていた項目を中心に、改正内容を検討

政党その他の政治団体の取組の促進（第4条）

取組項目の例示として、男女の候補者数の目標設定のほか、

- 候補者の選定方法の改善
- 候補者となるにふさわしい人材の育成
- セクハラ・マタハラ等への対策 を明記

国・地方公共団体の施策の強化

①環境整備（新第8条）

- 施策の例示として、家庭生活との両立支援のための体制整備（議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など）を明記

②セクハラ・マタハラ等への対応【新設】（新第9条）

- 防止に資する研修の実施
- 相談体制の整備 などの施策を講ずるものとする

③実態調査（新第6条）

- 調査対象として、社会的障壁の状況を明記

④人材の育成等（新第10条）

- 施策の例示として、模擬議会・講演会の開催の推進を明記

関係機関の明示（第2条第4項）

政党その他の政治団体の取組のほか、

- 衆議院・参議院・地方公共団体の議会
- 内閣府・総務省その他の関係行政機関等

が適切な役割分担の下で積極的に取り組むことを明記

国・地方公共団体の責務等の強化（第3条等）

「努めるものとする」を「ものとする」に改める など

女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ

女性の活躍に関する「情報公表」が変わります

厚生労働省令を改正し、女性の活躍に関する情報公表項目を追加します。事業主の皆さまは、下記の改正内容をご覧の上、ご準備をお願いいたします。

今年7月8日の施行に伴い、初回「男女賃金の差異」の情報公表は、**施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表していただきます。**

労働者が301人以上の事業主の皆さま

以下のA～Cの3項目の情報を公表する必要があります。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
A：以下の8項目から1項目選択 + B：⑨男女の賃金の差異（必須）*新設
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
C：以下の7項目から1項目選択

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

各区分の情報公表項目

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

以下の①～⑧の8項目から1項目選択
+
⑨の項目（必須）*新設

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ②男女別の採用における競争倍率
- ③労働者に占める女性労働者の割合
- ④係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤管理職に占める女性労働者の割合
- ⑥役員に占める女性の割合
- ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績
- ⑧男女別の再雇用または中途採用の実績

⑨男女の賃金の差異
（必須）
*新設

「職業生活と家庭生活との両立」

以下の7項目から1項目選択
※従来どおり

- ①男女の平均継続勤務年数の差異
- ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③男女別の育児休業取得率
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥有給休暇取得率
- ⑦雇用管理区分ごとの有休休暇取得率

- ・「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。
- ・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

付記事項（例）

- ・対象期間：●●事業年度（●年●月●日～●年●月●日）
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。
※計算の前提とした重要事項を付記
(対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等)

< 1. 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 >

（現行）保護命令とは、被害者からの申立てに基づき、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまといや住居等の付近のはいかい等の一定の行為を禁止する命令（下記）を発令する制度

- ・被害者への接近禁止命令（身辺へのつきまといや住居・勤務先等の付近のはいかいの禁止）
- ・同居する未成年の子／親族等への接近禁止命令
- ・被害者への電話等禁止命令（無言電話や緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信等の禁止）
- ・退去等命令（被害者と共に住む住居からの退去、住居付近のはいかいの禁止）

※口頭弁論又は相手配偶者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ発令できない原則を規定

- ① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの

身体に対する暴力を受けた者、 「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者	}	に加えて、 <u>「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者</u> を追加
---	---	--

 - ◆ 接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大（現行は「更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」）[10条1項～4項]
- ② 接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に伸長[10条1項～4項]

注：子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令について、当該命令の要件を欠くに至った場合の取消し制度（接近禁止命令の発令後6か月以降等）を創設[17条3項～7項]
- ③ 電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝（午後10時～午前6時）のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加[10条2項]
- ④ 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件注¹を満たす場合について、当該子への電話等禁止命令注²を創設

注1：被害者への接近禁止命令の要件のほか、被害者が当該子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があること、15歳以上の子についてはその同意があること等

注2：対象行為は、監視の告知等、著しく粗野乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、緊急時以外の深夜早朝の電話・FAX、汚物等の送付等、名誉を害する告知等、性的羞恥心を害する事項の告知等、位置情報の無承諾取得等[10条3項]
- ⑤ 退去等命令の期間について、住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月（原則は2か月）とする特例を新設[10条の2]
- ⑥ 保護命令違反の厳罰化
 1年以下の懲役／100万円以下の罰金 → 2年以下の懲役／200万円以下の罰金[29条]

< 2. 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充 >

- 国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、
- (1) 被害者の自立支援のための施策注、
 - (2) 国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力を必要的記載事項とする
- 注：「被害者の保護」に「被害者の自立を支援することを含む。」と規定することで対応

[2条の2・2条の3]

< 3. 協議会の法定化 >

- 関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務（市町村は「できる規定」）、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設

[5条の2～5条の4・新30条]

I 女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けた取組の推進（⇒詳細はP2参照）

社会全体で女性活躍の機運を醸成し、多様性を確保していくことは、男女ともに自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現のために不可欠であるとともに、イノベーションの創出と事業変革の促進を通じて企業の持続的な成長、ひいては日本経済の発展に資することを踏まえ、女性の活躍をけん引するため、下記のような施策を講じる。

① プライム市場上場企業を対象とした女性役員比率に係る数値目標の設定等

- ・ 令和5年中に、取引所の規則に以下の内容の規定を設けるための取組を進める。
 - ①2025年を目途に、女性役員を1名以上選任するよう努める ②2030年までに、女性役員を30%以上とすることを旨とする ③左記の目標を達成するための行動計画の策定を推奨する。
- ・ あわせて、企業経営を担う女性リーダー研修の更なる充実、リスキリングによる能力向上支援、好事例の横展開など、女性の育成・登用を着実に進め、管理職、更には役員へと女性登用のパイプラインの構築に向けた取組の支援を行う。

② 女性起業家の育成・支援

- ・ ロールモデルとなる女性起業家の創出・育成支援のため、政府機関と民間が集中支援を行うプログラム（J-Startup）において、女性起業家の割合を20%とすることを旨とする。
- ・ あわせて、女性起業家のためのネットワークの充実、女性起業家による資金調達への支援等を行う。

II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化（⇒詳細はP3参照）

男女が家事・育児等を分担して、ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりに向けて、また、女性に多い非正規雇用労働者や経済的に厳しいひとり親世帯の現状等を踏まえ、女性の所得向上・経済的自立に向けた取組をあらゆる観点から進めることとし、下記のような施策を講じる。また、仕事と健康の両立による女性の就業継続を支援する。

① 平時や育児期を通じた多様で柔軟な働き方の推進

- ・ 長時間労働慣行の是正、投資家の評価を利用した両立支援の取組の加速、「多様な正社員」制度の普及促進等に取り組む。
- ・ 「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。

② 女性デジタル人材の育成などリスキリングの推進

- ・ デジタルスキル標準やITパスポート試験の活用促進、女性デジタル人材育成プランの実行等に取り組むなど、リスキリングのための環境を整備する。

③ 地域のニーズに応じた取組の推進

- ・ 地域のニーズに応じた女性活躍を支える各地の男女共同参画センターの機能強化を図るとともに、独立行政法人国立女性教育会館（NVEC）による各センターへのバックアップの強化等を図るため、同法人の主管の内閣府への移管や、同法人及び各地のセンターの機能強化を図るための所要の法案について、令和6年通常国会への提出を目指す。

⇒これらの取組により、いわゆる「L字カーブ」（右図参照）が生じる背景にある構造的な課題（※）の解消を目指す。

（※）長時間労働を中心とした労働慣行、女性への家事・育児等の無償労働時間の偏り、固定的な性別役割分担意識等

III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現（⇒詳細はP4参照）

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現するため、下記のような施策を講じるほか、ハラスメント対策や、政策決定過程のあらゆる段階における女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を反映するための取組、平和・安全保障の分野における女性の参画に取り組む。

① 配偶者等からの暴力への対策の強化

- ・ 配偶者暴力防止法改正法の円滑な施行（令和6年4月）に向けた環境整備等に取り組む。

② 性犯罪・性暴力対策の強化

- ・ 被害が潜在化・深刻化しやすい子どもをはじめ、多様な被害者がためらうことなく相談できるよう相談先等の周知を徹底する。
- ・ 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」や「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策を着実に実行する。

③ 困難な問題を抱える女性への支援

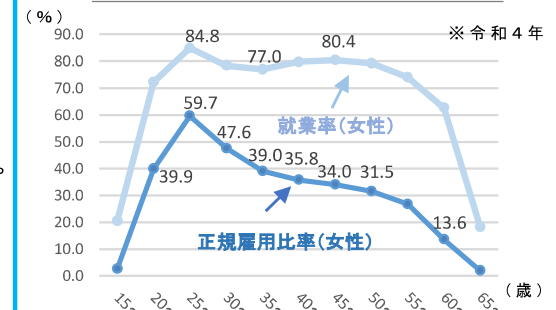
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の円滑な施行（令和6年4月）に向けた支援体制の整備等を図る。

④ 生涯にわたる健康への支援

- ・ 事業主健診の充実、フェムテックの利活用、生理休暇制度の普及促進、女性アスリートが抱える健康課題等に取り組む。

⑤ 地域のニーズに応じた取組の推進（再掲）

L字カーブ
女性の正規雇用比率は30代以降低下
（出産を契機に非正規雇用化）



- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■教育・啓発

■調査研究の推進

■人材の確保

■民間団体援助

■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名: 婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名: 婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名: 婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則
(主な規定)
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分
(主な罰則)
第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分
(主な規定)
第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生
(主な規定)
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い
➡ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

* 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)をいう

基本理念【第3条】

- ① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に
応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康
の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ② 支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○緊密な連携【第6条】 ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める